

平成 25 年 10 月 15 日
会社名 株式会社 清水銀行
代表者名 頭取 豊島 勝一郎

「しみず教育資金贈与専用口座」の取扱開始について

清水銀行（頭取 豊島勝一郎）では、10 月 16 日（水）より「しみず教育資金贈与専用口座」の取扱を開始いたしますのでお知らせします。

本商品は、平成 25 年度税制改正によって創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応するもので、贈与を受けられるお孫さま等の教育資金をお預かりする商品です。

当行は、今後もお客さまのニーズを捉え、商品を充実させることで、付加価値の高いサービスを通じ、お客さまにより一層ご満足いただけるよう努めて参ります。

記

1. 商品概要

商品名	しみず教育資金贈与専用口座
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している 30 歳未満のお客さま ※お一人さま 1 金融機関 1 店舗のご利用となります。
対象となる預金	普通預金 ※口座開設時に教育資金管理契約を締結させていただきます。
お預入れ期限	平成 27 年 12 月 30 日まで
口座開設方法	弊行全店（ローンセンター除く）の窓口で口座を開設していただきます。
お預け入れ方法	口座開設店の窓口でお預け入れいただきます。 ※お預け入れの対象資金は、贈与契約後 2 ヶ月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。 ※教育資金非課税申告書の提出が必要になります。
お預入れ限度額 （預入単位）	1,500 万円（利息は預入限度額に含みません） （1 円単位）
お引き出し方法	口座開設店の窓口でお引き出しいただきます。 ※教育資金の支払いであることを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出していただきます。
手数料	無料
適用金利	普通預金の店頭表示金利を適用

2. 取扱開始日 10 月 16 日（水）

以 上

商品内容に関するお問合せ先
株式会社清水銀行 業務企画部 担当 渡辺
TEL (054) - 366 - 9992 (直通)



しみず

教育資金贈与専用口座



「しみず教育資金贈与専用口座」は、平成25年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条2の2）」の適用商品です。お孫さま等(受贈者)と教育資金管理契約を締結させていただきます。

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」のポイント

☆お孫さま等が、祖父母さま等より教育資金として贈与された資金を、お孫さま等の名義の金融機関の口座にお預け入れた場合、実際に教育資金として支払われた資金（最大1,500万円まで）が非課税となります。

※「教育資金非課税申告書」を所轄税務署長に申告する必要があります。
(教育資金として使われなかった資金は贈与税の課税対象となります。)

☆学校等以外の者(塾や習い事等)に支払われる教育資金のうち一定のものについては、上記1,500万円の範囲内で最大500万円が非課税となります。

☆非課税措置の対象は、贈与により取得した金銭を平成27年12月30日までにお預けした場合同じとなります。(贈与契約後2ヵ月以内にお預け入れいただく必要がございます。)

☆お孫さま等が30歳になるまでの教育資金が対象となります。

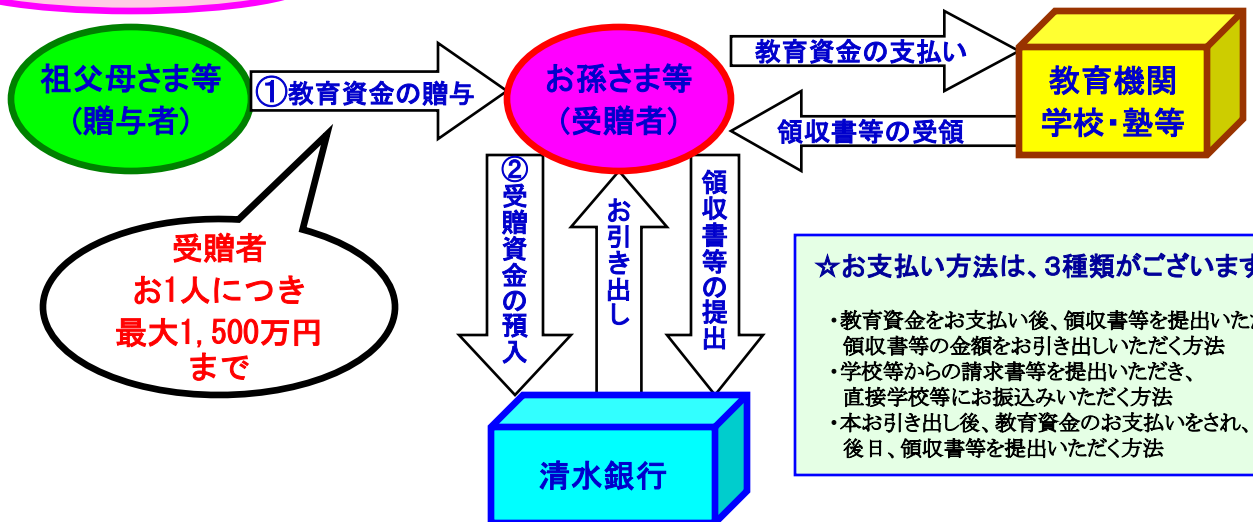
☆非課税措置を受けるためには、教育資金に充当したことを証明する領収書等を金融機関に提出する必要があります。

(期限までに領収書の提出がない場合は贈与税の課税対象となります。)

なお、現在でも、扶養義務者から被扶養者への「学資や教材費、文具費などの教育費であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています。

相続税法第21条の3第1項第2号、相続税基本通達21の3-4~6

イメージ図



☆お支払い方法は、3種類がございます。

- ・教育資金をお支払い後、領収書等を提出いただき、領収書等の金額をお引き出しいただく方法
- ・学校等からの請求書等を提出いただき、直接学校等にお振込みいただく方法
- ・本お引き出し後、教育資金のお支払いをされ、後日、領収書等を提出いただく方法



教育資金の範囲

☆学校等に対して直接支払われる金銭

- ・学校等への支払いは、1,500 万円を上限として非課税

☆学校等

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの

☆対象となる費用(領収書等が発行されることが必須となります。)

- ・入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

☆学校等以外の者に対して直接支払われる金銭

(社会通念上相当と認められるもの)

- ・学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは、上記1,500 万円のうち、500 万円を上限として非課税

☆学校等以外の者

- ・学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

☆対象となる費用(領収書等が発行されることが必須となります。)

- ・学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等、学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等

ご契約の終了

☆本預金の教育資金管理契約の終了

教育資金管理特約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします。

- ①お孫さま等が30 歳になられた場合
- ②お孫さま等が亡くなられた場合
- ③本預金の残高が零となり、

お孫さま等と当行とで特約を終了させることで合意した場合

☆ご留意頂きたい事項

上記①又は③の事由により教育資金管理契約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額がある場合は、その残額に対し、契約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課されます。

以下の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて、贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。

- ・預入金額のうち、お引出しをしなかった部分
- ・教育資金のお支払いに充当しなかった部分
- ・教育資金の支払いと引出しの年が異なる部分
- ・教育資金の支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
- ・学校等以外の者への教育資金の支払いで累計500 万円を超える部分

※具体的な税務上の取扱いについては、税理士、税務署にご相談、ご確認ください。

※店頭に「しみず教育資金贈与専用口座 ご利用のご案内」をご用意しております。詳しくはそちらをご覧ください。